

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料について納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年3月まで

私が20歳になった時に、母が私の国民年金の資格取得手続きをし、母に私の国民年金保険料を納付してもらっていたにもかかわらず、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料が未納との記録になっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

また、当初、私の国民年金の資格取得日は昭和43年3月31日と誤って記録されていたことから、43年3月の国民年金保険料も納付していたのではないかと思うので、同月についても国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された43年7月31日時点において現年度保険料として納付することが可能であったこと、ii) 当時、申立人の母は国民年金に加入し、60歳になるまで保険料を全て納付しており、申立人の父も「10年年金」に加入していること、iii) 申立期間当時に申立人及び申立人の両親と同居し、国民年金保険料の納付記録がある申立人の姉は、「当時、私の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付は母に任せており、母が家族の保険料をまとめて納付組織の集金人に支払っていたので、妹も国民年金に加入しているのであれば、母が妹の保険料を納付していたはずである。」と供述していることなどから、申立人の母が当該期間について、4人のうち申立人の国民年金保険料のみを納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無い。

一方、申立期間のうち昭和43年3月の国民年金保険料については、申立人の国

国民年金手帳記号番号が払い出された同年7月31日時点においては過年度納付となり、同年4月以降の納付方法とは異なる上、申立人及び申立人の姉からも申立人の43年3月の国民年金保険料について過年度納付により保険料が納付されたことをうかがわせる供述は得られず、このほか、申立人の43年3月の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から54年3月まで
国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が未加入となっている。しかし、母親から、「私の子供は3人とも大学生の時から国民年金に任意加入させている。」と聞いていたことを思い出したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は大学生であり、A区に住んでいたが、私が20歳になった時、母親がB市役所で国民年金の任意加入手続を行い、毎月集金人に申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年4月頃A区において払い出されていることが確認できる上、申立期間は、国民年金の任意加入期間であることから、制度上、遡って加入手続を行い、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳及びA区の年度別納付状況リストによると、申立人の国民年金の資格取得日は昭和54年4月1日と記載されている上、同納付状況リストにおいて、申立期間は無資格期間と記載されている。

さらに、申立人の母親が加入手続等を行ったとするB市に係る申立期間の国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録によっても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の母親は、「私の子供は3人とも大学生の時から国民年金に任意加入させていた。申立期間当時は、自身の保険料と申立人の保険料と一緒に集金人に支払っていたと思う。」と供述しているが、申立人の2人の兄弟についても、申立人と同様、大学在学中に国民年金に任意加入していた形跡は見当たらない上、B市は、「申立期間当時、市役所職員による集金は行っていなかった。ま

た、申立期間当時、申立人の母親が居住していたC町D地区に国民年金保険料を
集金する納付組織は無かった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月頃から同年11月1日まで
② 昭和48年12月頃から52年2月1日まで
③ 昭和54年12月30日から58年9月30日まで

昭和47年5月頃にA社に大工として入社した。48年9月頃に一度同社を退職し、同年12月頃に復職するまでの期間以外は間違いなく同社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③のうち昭和55年3月26日から58年9月30日までの期間について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは47年11月1日、適用事業所ではなくなったのは55年3月26日であることが確認できることから、当該期間については同社が適用事業所となっていなかった期間である。

また、オンライン記録によると、A社の事業主は、同社が適用事業所となった月の前月まで国民年金に加入していること、また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業主は、同社が適用事業所ではなくなった日と同日に政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号に係る任意加入者の資格取得日から、申立人は、申立期間③の途中である56年5月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、オンライン記録によると、申立期間②の途中である50年12月20日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得し、56年4月から58年3月までは申請免除期間、58年4月から同年6月までは保険料納付済期間、58年7月から61年8月までは申請免除期間であることが確認できる。

2 申立期間②について、i) 申立人の2回目のA社に係る厚生年金保険被保険

者期間（昭和52年2月1日から54年12月30日まで）と同じ被保険者期間を有する同僚（左官）は、「私は50年1月頃から同社に勤務していた。」と回答していること、ii）申立人は、「同い年で、親方が同じ同僚（大工）は、47年頃同社に入社し、10年間勤務した後、1年間お礼奉公して退職したはずである。」と供述しているところ、当該同僚（大工）の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は52年10月1日であることを踏まえると、同社においては、必ずしも勤務期間全てにおいて従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

3 申立期間③のうち昭和54年12月30日から55年3月26日までについて、i）A社は、商業登記簿上は現在も存在していることになっているものの、不動産登記簿によると、55年4月18日に、同社の所在地に係る同社所有の建物について競売手続が開始されたことが確認できること、ii）雇用保険記録によると、同社の相当数の従業員が55年3月31日をもって離職したこととなっていることなどから、同社は適用事業所ではなくなった日とほぼ同時期に倒産したものと推認されること、申立人は、「同社が倒産する2、3か月前に退職した。」旨供述していることから、同期間については同社を既に退職していた可能性がうかがえる。

4 申立期間①から③までについて、i）当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していること、ii）A社は既に倒産したものと推認されることなどから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて確認することはできない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを推認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。